平成２３年（フ）第４１８号
神奈川県小田原市酒匂２丁目41番８号
債務者　本多　敏子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２３年（フ）第３４６号
新潟市西区ときめき西１丁目13番地10　セブンウインズＣ201
債務者　小林美保子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第１５６４号
愛知県春日井市藤山台４丁目１番地２　421号棟208号室
債務者　松尾　恒男
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第１７００号
愛知県春日井市勝川町５丁目95番地　かすが野ハイツ304号
債務者　杉山　　肇
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２３年（フ）第２４４号
愛知県一宮市北今字小家1772番地
債務者　後藤　　綱
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２３年（フ）第７７９号
広島市中区舟入川口町17番15―305号
債務者　岡　昭一郎
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２３年（フ）第２７０号
香川県さぬき市志度2551番地１　フォブール大高Ａ棟104号室
債務者　六車　孝子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
高松地方裁判所破産・再生係
平成２３年（フ）第２９７号
愛媛県松山市和泉南２丁目13番11号　第２パールハイツ306号
債務者　中越　順美
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
松山地方裁判所
平成２３年（フ）第２１５号
福岡県久留米市長門石４丁目８番33―101号
債務者　古澤　佳子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２３年（フ）第１２６号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀67番地４
債務者　藤吉　一則
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１２７号
佐賀県佐賀市東与賀町大字下古賀67番地４
債務者　藤吉　晃子
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第６２号
秋田県北秋田市今泉字今泉20番地
債務者　成田　誠一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
秋田地方裁判所大館支部
平成２３年（フ）第７９号
群馬県桐生市境野町５丁目318番地の10
債務者　近藤　秋子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
前橋地方裁判所桐生支部
平成２３年（フ）第２２４号
山梨県甲府市富士見１丁目３―28　富士見マンション７Ｅ号、住民票上の住所山梨県韮崎市中島１丁目16番５号
債務者　加藤　　進
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第２７６号
山梨県笛吹市春日居町寺本17番地１　春日居ハイツ１―３
債務者　吉岡　　峻
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
甲府地方裁判所民事部破産係
平成２３年（フ）第１４４号
三重県桑名市矢田磧48番地　西口アパート２階東
債務者　中村　和夫
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係
平成２３年（フ）第１５５号
三重県桑名市大字大福432番地１　ＡＬＵＲＥ208号室
債務者　吉野　隆雄
1　決定年月日時　平成23年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
津地方裁判所四日市支部破産係